

議第54号 呉市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正（令和8年法律第2号による改正）により、市税の各税目における措置の創設、見直し等が行われたこと等に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 主な改正の内容

(1) 個人の市民税

ア 公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務の範囲拡大

公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者であっても、一定の者は申告することとする等の措置が講じられることとなりました。具体的には、当該申告書の提出が必要な対象者の区分を整理するとともに、申告する本人の障害者・寡婦・ひとり親への該当といった具体的な記載事項が明文化されましたので、関係規定の整備をします。

イ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）に係る適用期限の延長

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、当該控除の対象となる入居期限を令和12年12月31日まで5年延長する措置が講じられたことに伴い、個人市民税における住宅ローン控除に係る関係規定の整備をします。

なお、当該措置による個人市民税の減収額は、全額国費で補填されます。

※ 個人市民税における住宅ローン控除は、所得税における住宅ローン控除に前年分の所得税額から控除しきれない額がある場合に、控除限度額の範囲内で控除する制度です。

ウ 医療費控除（セルフメディケーション税制）における対象医薬品の範囲拡大等

健康の保持増進や疾病予防のために一定の取組（※1）を行っている者が、特定のOTC医薬品を年間1万2千円を超えて購入した場合、その超える部分の金額について、8万8千円を限度とし、医療費控除を受けることができる特例制度（セルフメディケーション税制）について、本特例のうちスイッチOTC医薬品（※2）の購入対価に係る部分は、対象となる医薬品の範囲が拡大された上、その適用期限を撤廃するとともに、それ以外のOTC医薬品の購入の対価に係る部分は、その適用期限が令和14年度まで5年延長されることに伴い、関係規定の整備をします。

なお、従来の医療費控除との併用はできません。

※1 平成28年3月31日付け厚生労働省告示第181号において、次のとおり定められています。

健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査又は特定保健指導及びがん検診

※2 「OTC」とは、「Over The Counter（カウンター越し）」の略で、販売の形態を示しており、ドラッグストアや薬局で販売されている、いわゆる「市販薬」と呼ばれるものです。

「スイッチOTC医薬品」とは、医師によって処方される医療用医薬品から、OTC医薬品として販売許可された（スイッチされた）ものをいいます。

エ 特定暗号資産の譲渡所得等に係る課税の特例創設

特定暗号資産（※3）の譲渡所得等について、課税方式が「総合課税」から「申告分離課税」に改められたことに伴い、関係規定の整備をします。

※3 特定暗号資産とは、暗号資産のうち、その名称が金融商品取引業者登録簿に登録されているものその他一定の暗号資産をいいます。

(2) 固定資産税

固定資産税に係る免税点の見直し

令和9年度以降の年度分の固定資産税について、家屋に係る免税点を30万円（現行：20万円）に、償却資産に係る免税点を180万円（現行：150万円）に、それぞれ引き上げます。

なお、土地に係る免税点（現行：30万円）については、変更ありません。

(3) その他

法令改正による引用条項の移動等に伴い、関係規定の整理等をします。

3 施行期日

(1) 令和9年1月1日

個人の市民税

- ア 公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務の範囲拡大
- イ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）に係る適用期限の延長
- ウ 医療費控除（セルフメディケーション税制）における対象医薬品の範囲拡大等

(2) 令和9年4月1日

固定資産税（固定資産税に係る免税点の見直し）

(3) 令和10年1月1日

個人の市民税

- ア 寄附金税額控除に係る規定の整備
- イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例に係る規定の整備

(4) 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行

個人の市民税（特定暗号資産の譲渡所得等に係る課税の特例創設）